

# EY Taiwan JBS NEWSLETTER

August 2020

# EY Taiwan JBS NEWS LETTER

## 今回の内容

### 台湾における中間納税制度の概要、及び 新型コロナウィルス感染症の影響による法人所得税の 中間納付の免除

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

#### ▶ 前書き

一部免除可能な場合を除き、営利事業者は、前年の会計年度終了後9ヶ月目において、営利事業所得税(法人所得税)の中間納付を行う必要があります。但し、7月31日に公布された解釈令により、新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の影響に鑑みて、条件を満たす会社については中間納付が免除されることになりました。

今回は、台湾における中間納付制度の概要、及び当該解釈令のポイントを説明致します。

#### ▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾における税務申告期限及び中間納付の概要について
- ▶ 新型コロナウィルス感染症による中間納付の免除
- ▶ 中間納付の免除の条件と申請の概要

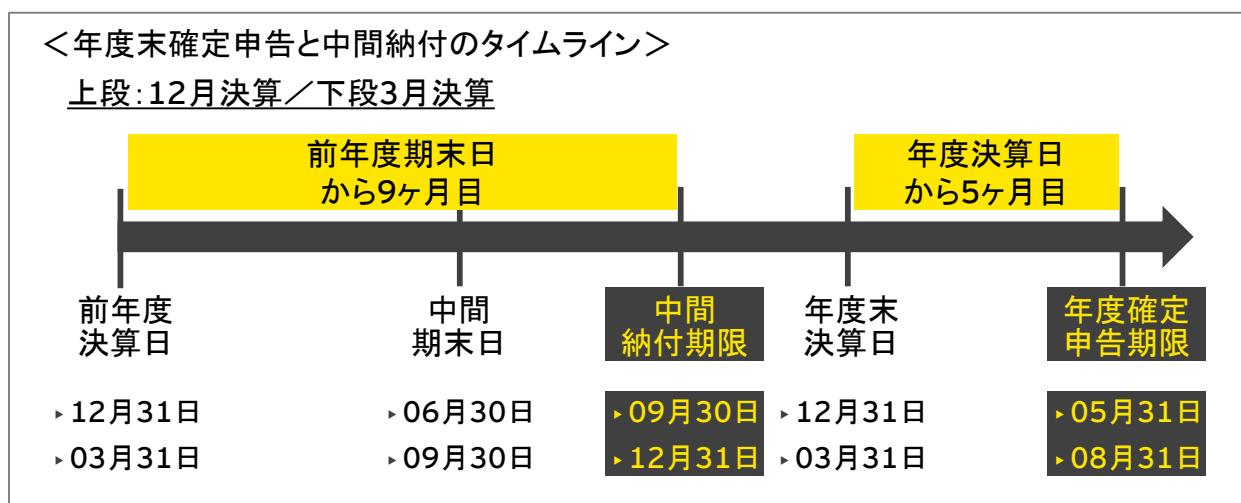
# 台湾における税務申告の期限と中間納付の概要

## 法人所得税の申告スケジュール

台湾において会社や支店等の事業場所を設けている場合、原則として、会計年度終了後5ヶ月目に法人所得税の申告を行う必要があります。課税所得が発生していれば、このタイミングで併せて納税を行うことになります。また、中間納付制度があり、一定の条件を充たし中間納付が免除される場合を除き、会計年度終了後9ヶ月目(中間期末より3ヶ月目)に後述の方法により中間納付を行う必要があります。

なお、決算日の基準となる会計年度は、税務当局へ届け出を行い許可を得れば自由に設定することができます。新たに法人を設立した時等において、税務当局へ届け出を行わない場合には自動的に暦年制、つまり12月決算となります。

年度末確定申告と中間納付の具体的なタイムラインは以下の通りとなります。



## 中間納付の方法

中間納付にかかる申告の方法、及びそれぞれの要件は以下の通りとなります。

申告方法	要件
前年度の営利事業確定申告納付税額の2分の1相当額を中間仮納付税額とする方法	一般の営利事業者に適用される 但し、投資控除・行政救済控除及び源泉徴収税額は中間仮納付税額との相殺控除をせず、かつ自ら国庫に中間仮納付税額を納付する場合は申告不要
当年度の最初の6か月の営業収入総額を以て中間仮納付税額を計算する方法	1. 会社組織に該当する営利事業者 2. 会計帳簿を完備している 3. 青色申告書を使用するまたは会計士の監査を受けている 4. 所定期限内に中間仮納付を申告する

# 新型コロナウィルス感染症による中間納付の免除

## 財政部解釈令

2020年7月31日、財政部より台財税字第10904595840号令が公布されました。これにより、もし、営利事業者が新型コロナウィルス感染症(COVID-19)の影響を受け、「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例(以下、新型コロナウィルスに関する特別条例)」の施行期間内(2020年1月15日から2021年6月30日まで)において特定の状況に該当する場合、所得税法第69条第6号の規定に基づき2020年度の営利事業所得税の中間納付の実施を免除することができるものとされました。

## 解釈令のポイント

適用期間	新型コロナウィルスに関する特別条例の施行期間内(2020年1月15日から2021年6月30日まで)
右のいずれかの状況に該当する場合、申請書類を添付し適用申請が可能	<ol style="list-style-type: none"> <li>各事業にかかる中央主管機関が新型コロナウィルス特別条例第9条第3項の授權により制定した方法に基づき救済に関する措置を提供している場合。</li> <li>その他、新型コロナウィルス感染症の影響を受け、短期間ににおいて売上収益が大きく減少した場合(例えば、2020年1月からいずれかの連続2ヶ月の平均売上高が2019年12月以前の6ヶ月または前年同期の平均売上高より15%以上減少した場合)。</li> </ol>
右のいずれかの状況に該当する場合は申請の提出をする必要はなく、直接適用可能	<ol style="list-style-type: none"> <li>2020年3月19日台財税字第10904533690号令(各税の延期または分割納付にかかる解釈令)に基づき、営利事業所得税、営業税、貨物税、タバコ・酒税、特殊貨物及び役務税税額の納付の延期又は分割納付の申請が許可された場合。</li> <li>2020年5月13日台財税字第10904556490号令(営業税過大納付額の還付にかかる解釈令)に基づき営業税の過大納付税額の還付の申請が許可された場合。</li> </ol>

## 申請プロセス及び添付書類

所得税法第67条第1項に定められた営利事業所得税中間納税の申告期間において、申請書(添付参照)及び関連する証明書類を添付の上、当該管轄の徴税機関に対して申請の提出を行います。

## 結論

前ページの通り、所得税法第67条の規定により営利事業者は毎年の前年度会計年度終了日より9ヶ月目に営利事業所得税の中間申告及び納税を行う必要があります。但し、今年度については新型コロナウィルス感染症による経済的影響と企それに伴う業の利益の前年度からの減少の影響に鑑みて、本解釈令が公布されています。新型コロナウィルス感染症によって資金繰りに影響がある場合、一定の条件を満たす営利事業者は、本解釈令の適用によって2020年度の営利事業所得税の中間申告納税の免除の申請が可能となっています。

# 添付一申請書類

[クリックして申請書をダウンロード](#)

營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎疫情影響申請免辦理109年度營利事業所得稅暫繳申請書

申請日期： 年 月 日

營 利 事 業	名 称	負責人、 代表人或 管理人	姓 名	
	統一編號		身分證統一編號	
地 址				
聯 絡 電 話	(日)	(手機)		
暫 繳 稅 額	依所得稅法第67條規定計算之109年度營利事業所得稅暫繳稅額 元。			
申 請 事 由	<p>符合財政部109年7月31日台財稅字第10904595840號令規定，得依所得稅法第69條第6款規定免辦理109年度營利事業所得稅暫繳。</p> <p>申請事由：</p> <p><input type="checkbox"/>經中央目的事業主管機關依嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例第9條第3項授權訂定之辦法，提供紓困相關措施。</p> <p><input type="checkbox"/>因疫情影響，致短期間內營業收入驟減。</p>			
注 意 事 項	<p>一、營利事業應於所得稅法第67條第1項規定辦理營利事業所得稅暫繳申報期間內，檢具本申請書及相關證明文件(如附證明文件_____紙)，向所在地國稅局提出申請。</p> <p>二、營利事業於辦理暫繳申報期間開始前，已依財政部109年3月19日台財稅字第10904533690號令申請並經核准延期或分期繳納營利事業所得稅、營業稅、貨物稅、菸酒稅、特種貨物及勞務稅稅額者，或已依財政部109年5月13日台財稅字第10904556490號令申請並經核准退還營業稅溢付稅額者，免再提出申請。</p>			

營利事業： (蓋章)

負責人、代表人或管理人： (蓋章)

受任人： (簽名或蓋章)

受任人身分證統一編號：

備註：委託代理人辦理時，除填寫受任人資料，並請檢附委任書。

-----切割線-----

營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎疫情影響申請免辦理109年度營利事業所得稅暫繳申請書收執聯

茲收到\_\_\_\_\_ (統一編號：\_\_\_\_\_ )，申請免辦理109年度營利事業所得稅暫繳申請書及相關證明文件共\_\_\_\_\_張。

備註：

- 一、為保障權益，請保存本收執聯，以便日後查對。
- 二、如郵寄申請，請掛號逕寄營利事業所在地之國稅局所屬分局、稽徵所或服務處，並將郵局收據併同本收執聯自存。

稽徵機關簽收欄

**参考:2020年7月31日台財稅字第10904595840號令****各稅の延期または分割納付にかかる解釈令****摘要：**

營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎疫情影響免辦理109年度營利事業所得稅暫繳之規定。

**說明:**

一、營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎（COVID-19）疫情影響，於嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例施行期間（109年1月15日至110年6月30日）內，符合下列情形之一者，得依所得稅法第69條第6款規定免辦理109年度營利事業所得稅暫繳：

（一）經中央目的事業主管機關依嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例第9條第3項授權訂定之辦法，提供紓困相關措施。

（二）其他因疫情影響，致短期間內營業收入驟減（例如自109年1月起任連續2個月，其平均營業額較108年12月以前6個月或前1年同期平均營業額減少達15%）。

二、符合前點規定之營利事業，應於所得稅法第67條第1項規定辦理營利事業所得稅暫繳申報期間內，檢具申請書（如附件）及相關證明文件，向該管稽徵機關提出申請。但其於辦理暫繳申報期間開始前，已依本部109年3月19日台財稅字第10904533690號令申請並經核准延期或分期繳納營利事業所得稅、營業稅、貨物稅、菸酒稅、特種貨物及勞務稅稅額者，或已依本部109年5月13日台財稅字第10904556490號令申請並經核准退還營業稅溢付稅額者，得適用前點規定，免再提出申請。

**参考:2020年3月19日台財稅字第10904533690號令****各稅の延期または分割納付にかかる解釈令****摘要：**

核釋外國專業人才延攬及僱用法第9條因工作而首次核准在我國居留之適用要件。

**說明:**

一、納稅義務人於「嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例」施行期間（109年1月15日至110年6月30日）內，受嚴重特殊傳染性肺炎（COVID-19）疫情影響且不能於規定繳納期間繳清稅捐者，得依稅捐稽徵法第26條規定，於規定納稅期間內，向稅捐稽徵機關申請延期或分期繳納。主管稅捐稽徵機關受理後，得酌情核准延期繳納之期限1至12個月或分期繳納之期數2至36期（每期以1個月計算），不受「納稅義務人申請延期或分期繳納稅捐辦法」第3條第3項規定之限制。

二、納稅義務人對核准延期或分期繳納之任何一期應繳稅捐，未如期繳納者，稅捐稽徵機關應依稅捐稽徵法第27條規定辦理。

参考:2020年5月13日台財稅字第10904556490號令

## 營業稅過大納付額的還付にかかる解釈令

一、為各地區國稅局協助受嚴重特殊傳染性肺炎（COVID-19）疫情影響發生營運困難之營業人，依加值型及非加值型營業稅法（下稱營業稅法）第三十九條第二項但書規定申請退還營業稅溢付稅額，特訂定本作業原則。

二、本作業原則適用範圍如下：

（一）期間：嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例（下稱紓困特別條例）施行期間（一百零九年一月十五日至一百十年六月三十日）。

（二）對象：紓困特別條例施行日營業稅稅籍狀況為營業中之營業人。

（三）條件：前款規定營業人有下列情形之一者，得就其營業稅溢付稅額依營業稅法第三十九條第二項但書規定向所在地國稅局申請退還。依本作業原則退還之營業稅溢付稅額累計以新臺幣三十萬元為限；如經查明核定退稅後，其溢付稅額尚有餘額者，應留抵應納營業稅：

1. 經中央目的事業主管機關依紓困特別條例第九條第三項所定下列紓困振興或補償紓困辦法，提供紓困相關措施：

（1）經濟部對受嚴重特殊傳染性肺炎影響發生營運困難產業事業紓困振興辦法。

（2）交通部對受嚴重特殊傳染性肺炎影響發生營運困難產業事業紓困振興辦法。

（3）衛生福利部對受嚴重特殊傳染性肺炎影響醫療（事）機構住宿式機構藥商補償紓困辦法。

（4）行政院農業委員會對受嚴重特殊傳染性肺炎影響發生營運困難產業事業紓困振興辦法。

（5）文化部對受嚴重特殊傳染性肺炎影響發生營運困難產業事業紓困振興辦法。

（6）其他中央目的事業主管機關訂定之紓困振興或補償紓困辦法。

2. 其他受疫情影響，致短期間內營業收入驟減（例如自一百零九年一月起任連續二個月，其平均營業額較一百零八年十二月以前六個月或前一年同期平均營業額減少達百分之十五）。

三、營業人申請以累積留抵稅額相當之金額作為依營業稅法規定補徵稅額及罰鍰之擔保者，該部分不得申請退還。

四、營業人依本作業原則申請退還營業稅溢付稅額者，應於第二點第一款規定期間內，檢具申請書（如附件）及相關證明文件向所在地國稅局提出。

五、營業人依本作業原則申請退還營業稅溢付稅額案件，由所在地國稅局查明辦理，毋須逐案報經財政部核准。

六、各地區國稅局依本作業原則辦理營業人申請退還營業稅溢付稅額案件，如有查得申報不實情事，應依營業稅法及相關法令規定辦理。

## 弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は  
お付き合いをさせて頂いてお  
りますEY担当にご連絡を頂く  
か、または以下のいずれかの  
関連サービス専門担当までご  
連絡をください。

### 企業税務サービス

劉惠雲 稅務服務部營運長  
02 2757 8888 88858  
[Heidi.Liu@tw.ey.com](mailto:Heidi.Liu@tw.ey.com)

林宜賢 執業會計師  
02 2757 8888 88870  
[Yishian.Lin@tw.ey.com](mailto:Yishian.Lin@tw.ey.com)

周黎芳 執業會計師  
02 2757 8888 88872  
[Sophie.Chou@tw.ey.com](mailto:Sophie.Chou@tw.ey.com)

楊建華 執業會計師  
02 2757 8888 88875  
[ChienHua.Yang@tw.ey.com](mailto:ChienHua.Yang@tw.ey.com)

蔡雅萍 執業會計師  
02 2757 8888 88873  
[Anna.Tsai@tw.ey.com](mailto:Anna.Tsai@tw.ey.com)

林志翔 執業會計師  
02 2757 8888 88876  
[Michael.Lin@tw.ey.com](mailto:Michael.Lin@tw.ey.com)

吳文賓 執業會計師  
07 238 0011 88990  
[Ben.Wu@tw.ey.com](mailto:Ben.Wu@tw.ey.com)

曹盛凱 執行總監  
02 2757 8888 67151  
[Kelvin.Tsao@tw.ey.com](mailto:Kelvin.Tsao@tw.ey.com)

### JBS

山崎隆浩 副總經理  
02 2757 8888 # 88880  
[Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com](mailto:Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com)

橋本純也 協理  
02 2757 8888 # 66458  
[Junya.Hashimoto@tw.ey.com](mailto:Junya.Hashimoto@tw.ey.com)

堀井政東 協理  
02 2757 8888 # 66525  
[Masato.Horii@tw.ey.com](mailto:Masato.Horii@tw.ey.com)

## EY 安永

Assurance | Tax | Strategy and Transactions | Consulting

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、ストラテジー・アンド・トランザクションおよびコンサルティングなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、[ey.com/privacy](http://ey.com/privacy) をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイトey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young  
All Rights Reserved.

APAC No. 14005358  
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法律及び  
その他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場  
合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/taiwan](http://ey.com/taiwan)

